

オークション規約／木に梨はなる 真夏の収穫祭2024 ～みんなのアートミュージック～

この規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社WOWOW(以下「当社」といいます。)を含む主催者が行う以下に記載のイベント(以下「本イベント」といいます。)に関連した第1条に記載の対象商品(以下「本商品」といいます。)のオークション(以下「本オークション」といいます。)取引等についての詳細を定めるものです。本オークションにおいて、本商品の買い受けを希望する者(以下「買受希望者」といいます。)その他本規約において適用の対象とされる者(いずれも法人を含みます。以下同じです。)は本規約を遵守しなければならないものとし、当社指定のウェブサイトに掲示する本規約及び当社が別途定める本オークション、本商品の取引等に関わる個別の利用案内及び注意事項(以下、総称して「個別規約等」といいます。)などの内容を確認し、その内容について同意いただく必要があります。個別規約等は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規約等が異なる場合には、当該個別規約等の定めが優先して適用するものとします。

【本イベント】

- ①イベント名称:木に梨はなる 真夏の収穫祭2024 ～みんなのアートミュージック～
- ②開催日／開催場所:(1)2024年7月14日(日)夜:開場／17:30 開演／19:00  
(2)2024年7月15日(月祝)昼:開場／13:30 開演／15:00  
(TOKYO DOME CITY HALL)
- ③主催:WOWOW／キョードー東京／電通

第1章 本商品

1. (本商品)

- ①当社は、以下各号に定める本商品を、当社の名で本規約に定める方法により買受希望者に売却します。
  - (1)本イベントの出演者が本イベント内で創作した絵画その他の美術の著作物
  - (2)本イベントの出演者が本イベント内で着用した衣服
  - (3)その他、前各号に付帯関連した商品
- ②本オークションにおいて販売する本商品の詳細は、第3条に定める当社所定のウェブサイト上のカタログ(以下「ウェブカタログ」といいます。)に掲示するものとします。
- ③当社は、本商品の販売代金から所定の費用を控除した残額を当社が任意に選定するチャリティー団体に寄付するものとします。なお、寄付を行った後に寄付に関わる詳細を報告するか否かについては、当社の裁量により決定するものとします。

2. (本商品の状態)

本商品は、その性質上新品でないため、現状有姿のまま販売されます。当社は、本商品のシミ、キズその他の瑕疵、欠陥等について一切責任を負いません。

3. (ウェブカタログ)

- ①当社は、本商品のウェブカタログを制作し、買受希望者の閲覧に供するものとします。
- ②ウェブカタログに表示されている図版は、あくまで参考資料としてご利用いただくことを目的とするものであり、本商品の色調、形状、状態等(以下「色調等」といいます。)を正確に表すものではありません。
- ③買受希望者は、自らの判断、責任に基づいて本商品の買い受けの申込をするものとします。但し、当社は、本規約に特に定める場合を除き、ウェブカタログの図版の色調等について責任を負いません。

第2章 本オークションへの参加方法

4. (事前登録、参加資格)

- ①買受希望者は、本オークションに参加するために、当社所定のウェブサイト内に設置する入力フォームにおいて、事前に当社指定の登録手続を行う必要があります。この手続を完了しなければ本オークションに参加できません。買受希望者が事前の登録手続において虚偽の情報を入力した場合には、本オークションへの参加を拒否されることがあります。

②本オークションには、18歳未満の方、本商品を日本国外で受領することを希望される方は、参加できません。

#### 5. (買い受けの申出、落札者の決定)

- ①本オークションは、当社所定のウェブサイト内に設置する入力フォームにおいて、当社指定の期間(以下「買い受け申出期間」といいます。)中に、買受希望者が本商品の買い受けの申出の額を当社に対して申し出る方式により行われます。但し、理由の如何を問わず、当社が買い受けの申出の額を相当と認めない場合は、当該買い受けの申出を採用しないことができるものとします。なお、最低買い受け申出価格を設定している本商品については、係る申出価格を下回る価格での買い受けの申出はできないものとします。買受希望者は、買い受け申出期間内に限り、買い受けの申出を撤回することができます。
- ②買い受けの申出の額のうち、買い受け申出期間中の最高額の買い受けの申出をした買受希望者(以下、買受人と決定した者を「落札者」といいます。)と当社との間で、当該価額(以下「落札価額」といいます。)にて本商品を売買する売買契約(以下「売買契約」といいます。)が成立するものとします。当社は、買い受け申出期間の終了日から30日以内に電話及び電子メールにて落札者に対し売買契約が成立したことを通知(以下、電子メールによる通知を「契約完了通知」といいます。)するものとします。落札者が本規約第4条第1項に定める事前登録において虚偽の情報を入力するなどし、その他落札者の行為に起因して、契約完了通知が落札者に到達できなかった場合には、当社は売買契約を催告又は無催告で解除できるものとします。
- ③落札者は、契約完了通知を第三者に転送等は行わないものとし、転送等を行ったことに起因して落札者に生じた損害一切について当社は責任を負わないものとします。
- ④落札者は、契約完了通知の受領後、当社又は当社が指定した者のウェブサイトにおいて本商品の引き渡し及び代金の決済などの売買契約の履行に必要な情報についての当社指定の登録手続を行うものとします。本規約第4条第2項に定める参加資格のとおり、本商品の受領地として日本国外は指定できません。本商品の落札者が当社指定の期間内に当社指定の登録手続を行わなかった、落札者が当社指定の登録手続に虚偽の情報を入力した、その他落札者の行為に起因して当社が売買契約の履行に必要な情報を得られなかった場合には、当社は売買契約を催告又は無催告で解除できるものとします。

### 第3章 本オークション参加後

#### 6. (購入代金の支払い)

- ①落札者は、落札価額に本商品の運送等に要する諸費用を加算した代金(以下「購入代金」といいます。)を、当社に対し支払わなければなりません。
- ②落札者は、当社又は当社が指定した者に対し、購入代金を落札者専用のウェブサイトにて定める支払期日(買い受け申出期間の終了日から30日以内の期日で当社が指定する日とします)までに、以下に定めるクレジットカードによる一括払いで支払うものとします。なお、購入代金は、各カード会社の規約に基づき、指定口座からの引き落としとなります。  
VISA、MASTER、JCB、Diners Club、AMEX

#### 7. (落札者の債務不履行)

落札者が支払期日までに購入代金等を支払わないときは、次の各号の定めに従うものとします。

- (1)当社が落札者に購入代金等の支払を相当の期間を定めて催告しても支払わない場合、当社は売買契約を解除することができます。但し、落札者宛に送付した催告状が受取人不在、不明で返送された場合、落札者が催告状の受取りを拒否した場合、落札者が購入代金等の支払拒絶の意思を明確にしている場合には、当社は売買契約を無催告で解除することができるものとし、当社が落札者宛に解除通知(電子メールの方法によるものとします。)を発送した時点で売買契約は解除されたものとします。
- (2)本規約に定める方法により売買契約が解除された場合には、当社は本商品を再度オークション又は当社の指定する任意の第三者に売却若しくは処分することができるものとします。また解除権の行使は、当社の損害賠償の請求を妨げません。

#### 8. (引渡し)

- ①当社は、購入代金の支払日から30日以内(但し、この期間の最終日が営業日でない場合にはその翌営業日までとします。以下この期間を「引渡期間」といいます。)、に、落札者に運送業者による運送で本商品を引き渡すものとし、落札者は、落札者の費用負担において本商品を引き取るものとします。

- ②本商品の運送中の事故(滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等)について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社はその責任を負いません。当社が責任を負担する場合も、損害賠償の範囲は直接且つ現実に生じた通常生ずべき損害に限られるものとします。
- ③本商品の引渡し後は、落札者は、当社に対し、本商品違いの主張を行うことができません。但し、当社が、誤って落札した本商品と別の商品を落札者に引き渡した場合はこの限りでないものとし、落札者は、速やかに引渡しを受けた当該本商品を当社に返還するものとします。

#### 9. (危険負担及び所有権の移転)

- ①第7条に定める本商品の引き渡し後の当社の責に帰すべからざる事由による本商品の滅失、紛失、盗難、毀損、汚損その他一切の危険は、落札者の負担とします。
- ②当社が本商品を落札者に引き渡した時点で当該本商品の所有権は落札者に移転します。

#### 10. (一時保管費用)

落札者は、引渡期間内に本商品の引き取りができない場合、引渡期間終了後から引き取りの時までの当社が指定する本商品の保管及び保険に要する費用を負担するものとします。

#### 11. (落札者の受領義務)

落札者が本商品の引き取りを拒否した場合、落札者宛に発送した本商品が受取人不在、不明で返送された場合、その他落札者の責めに帰すべき事由により本商品を落札者が引き取らなかった場合には、当社は売買契約を催告又は無催告で解除することができるものとします。当社が売買契約を解除した場合には、落札者から受け取った購入代金は、本規約第10条に定める一時保管費用、その他当社が本商品の引渡しのために支出した諸費用を控除して、落札者に返還するものとします。

#### 12. (真贋保証)

当社は、本商品の真贋について保証しません。買受希望者は自らの責任と判断で本商品の買い受けの申出をするものとします。

#### 13. (著作権・商標権等)

- ①本オークションに関連するウェブサイト(本規約において明示的に引用されているかを問いません。以下本条において同じとします。)に掲載されている画像・文章・キャッチフレーズ・イラスト・キャラクター・音源等、及び商標、サービスマーク、ロゴ、商号、意匠等は、当社又は当社の関連会社もしくはその使用を当社に許諾している者の著作権法、商標法、国際条約その他の法令等により保護される財産であり、買受希望者又は落札者に対し、これらの財産について何らの権利を譲渡し又は許諾するものではありません。
- ②買受希望者又は落札者は、本オークションに関連するウェブサイト掲載内容を第三者の権利を侵害するような形で利用することは禁止され、私的使用等の法律により認められる範囲内で本オークションに関連するウェブサイト掲載内容に変更を加えることなく使用することができるものとします。

#### 14. (転売禁止について)

当社は、転売目的の方(商用利用を目的とする事業者を含む)への本オークションへの参加及び本商品の販売はお断りしております。当社は、本商品の購入の申し込みが転売目的で行われたと判断した場合には、本オークションへの参加の拒否、本商品の販売のお断り又は販売の取消しができるものとします。なお、本商品の転売行為及び転売等の目的を秘しての当社からの本商品購入により、当社が損害を被った場合には、損害賠償請求等のしかるべき措置を講じることができるものとします。

### 第4章 雑則

#### 15. (規約の変更)

当社は、法令等に反しない範囲において、当社と落札者との間で売買契約が成立する時まで、その裁量により本規約を変更することができるものとし、本規約において適用の対象とされる者は、これに従うものとします。また、本規約を変更する場合、当社は、当社ウェブサイトにて本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を告

知します。

#### 16. (債権の譲渡等の禁止)

買受希望者及び落札者は、本規約に基づく当社に対する権利、義務及び地位を、当社の事前の書面(電磁的記録を含む)による承諾なく第三者に譲渡することができず、また担保に供することはできないものとします。

#### 17. (責任の範囲)

- ①当社は、本オークションに関し発生した損害が天災地変、内乱、騒乱及びその他の不測の事態等、当社の責めによらずに生じた場合は、一切の損害賠償の義務を負わないものとします。
- ②当社が本商品の保管の義務を負う場合であって、当社の故意又は過失により、本商品が滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等した場合は、落札者の損害を賠償します。但し、賠償の額は、当社が別途損害保険会社と締結する損害保険契約に基づき、現実に支払われる保険金の額又は売買契約に定める契約金額のいずれか高い額を上限とします。
- ③本規約に別途定める場合以外の場合については、当社は、故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。また、損害賠償義務を負担する場合も、損害賠償の範囲は直接且つ現実に生じた通常生ずべき損害に限られるものとします。

#### 18. (反社会的勢力の排除)

- ①買受希望者及び落札者は、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらの者を「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ②買受希望者及び落札者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- ③当社は、買受希望者又は落札者が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに該当事者との取引の全部若しくは一部を停止し、又は該当事者との契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、該当事者に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し又は関連して該当事者に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。
- ④買受希望者又は落札者が第1項又は第2項の確約に反したことにより当社が損害を被った場合、該当事者はその損害を賠償する義務を負うことを確約します。

#### 19. (準拠法)

本規約は、日本法を準拠法とします。

#### 20. (合意管轄)

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上